

■尼崎市立下坂部小学校建替整備事業 工事（設計・施工一括）請負契約書（案） 新旧対照表

No.	資料名	頁	第	1	(1)	①	ア	(a)	他	項目名	修正前	修正後
1	工事(設計・施工一括)請負契約書(案)	4		6						契約不適合保証金	なし	6 契約不適合保証金 約款第52条の2のとおり
2	工事(設計・施工一括)請負契約書(案)	27	42条	4項						前金払及び中間前金払	4 第3項の規定は、前項の規定による中間前払金の支払の請求について準用する。	4 第2項の規定は、前項の規定による中間前払金の支払の請求について準用する。
3	工事(設計・施工一括)請負契約書(案)	32	52条の2							契約不適合保証金	なし	(契約不適合保証金) 第52条の2 発注者は、必要があると認めるときは、工事目的物の引渡しを受ける際、2年以内の期間を限度として請負代金額の100分の5に相当する額を契約不適合保証金として徴することができる。 2 受注者は、前項の規定により契約不適合保証金を請求されたときは、直ちに発注者の指定するところによりこれを納付しなければならない。ただし、既に納付している契約保証金を契約不適合保証金に充当する場合又は履行保証保険に契約不適合特約が付されている場合は、この限りでない。 3 前項の場合において、発注者は、受注者が納付した契約保証金又は履行保証金があるときは、当該保証金の全部又は一部を契約不適合保証金に充てることができる。 4 契約不適合保証金は、目的物の引き渡しを受けた日から市長が別に定める留保期間の経過後、損害等に契約不適合保証金を充当した金額を除き、返還する。
4	工事(設計・施工一括)請負契約書(案)	33	54条	1項	(4)					発注者の催告による解除権	(4) 管理技術者又は第15条（現場代理人及び監理技術者等）第1項第3号に掲げる者を設置しなかったとき。	(4) 管理技術者又は第15条（現場代理人及び監理技術者等）第1項に掲げる者を設置しなかったとき。
5	工事(設計・施工一括)請負契約書(案)	37	62条	2項						発注者の損害賠償請求等	2 次の各号のいずれかに該当するときは、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金（違約罰とし、損害賠償の予定と解釈しない。）として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。	2 次の各号のいずれかに該当するときは、受注者は、請負代金額の100分の5に相当する額を違約金（違約罰とし、損害賠償の予定と解釈しない。）として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
6	工事(設計・施工一括)請負契約書(案)	39	65条	1項						賠償の予定	受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額（請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額。第3項において同じ。）の10分の1に相当する額を賠償金として支払わなければならない。本施設の工事が完了した後も同様とする。ただし、発注者が特に認めた場合は、この限りでない。	受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額（請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額。第3項において同じ。）の10分の2に相当する額を賠償金として支払わなければならない。本施設の工事が完了した後も同様とする。ただし、発注者が特に認めた場合は、この限りでない。

■尼崎市立下坂部小学校建替整備事業 工事（設計・施工一括）請負契約書（案） 新旧対照表

No.	資料名	頁	第	1	(1)	①	ア	(a)	他	項目名	修正前	修正後
7	工事(設計・施工一括)請負契約書(案)	40	65条	3項						賠償の予定	3 この契約に関し、第1項に規定する場合に該当し、かつ、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、第1項に規定する額のほか、請負代金額の10分の1に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。 (1) 発注者の発注する契約において、独占禁止法違反により発注者から指名停止措置を受けた事実があり、当該指名停止期間の開始日又は満了日が、第57条（談合その他の不正行為に係る発注者の解除権）第1項に規定する場合に該当したときからさかのぼり10年以内であるとき。ただし、同第1号及び第2号に該当する場合にあっては排除措置命令が出された日、排除措置命令を経ずに課徴金納付命令が出された場合にあっては課徴金納付命令が出された日からさかのぼり10年以内であるときとする。 (2) 発注者の発注する契約において、刑法上の競売入札妨害罪又は談合罪により発注者から指名停止措置を受けた事実があり、当該指名停止期間の開始日又は満了日が、第57条（談合その他の不正行為に係る発注者の解除権）第1項に規定する場合に該当したときからさかのぼり10年以内であるとき。ただし、同項第1号及び第2号に該当する場合にあっては排除措置命令が出された日、排除措置命令を経ずに課徴金納付命令が出された場合にあっては課徴金納付命令が出された日からさかのぼり10年以内であるときとする。 (3) 独占禁止法に係る確定判決、確定した排除措置命令、課徴金納付命令若しくは審決又は刑法に係る競売等妨害若しくは談合に係る確定判決において、この契約に関し、独占禁止法違反又は刑法に係る競売等妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき。	削除
8	工事(設計・施工一括)請負契約書(案)	40	65条	4項						賠償の予定	4 受注者は、この契約の履行を理由として、第1項及び第3項の違約金を免れることができない。	3 受注者は、この契約の履行を理由として、第1項の違約金を免れることができない。
9	工事(設計・施工一括)請負契約書(案)	40	65条	5項						賠償の予定	5 第1項及び第3項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。	4 第1項の場合において、発注者に生じた損害の額が同項の違約金の額を超えるときは、受注者は、直ちに、その超える金額を発注者に支払わなければならない。
10	工事(設計・施工一括)請負契約書(案)	44	別紙1							中間前金払	なし	尼崎市契約規則（昭和41年尼崎市規則第9号）第44条の2第2項の規定による前金払をいう。
11	工事(設計・施工一括)請負契約書(案)	45	別紙1							中間前払金	なし	中間前金払により支払われる金銭をいう。
12	工事(設計・施工一括)請負契約書(案)	45	別紙1							物価変動による調整額	なし	物価変動による調整額 請負代金の改定の対象となる建設工事及び既存校舎等の解体・撤去工事に要する費用に対して、物価変動による改定を行った場合の差額分をいう。

■尼崎市立下坂部小学校建替整備事業 工事（設計・施工一括）請負契約書（案） 新旧対照表

No.	資料名	頁	第	1	(1)	①	ア	(a)	他	項目名	修正前	修正後
13	工事(設計・施工一括)請負契約書(案)	45	別紙1							部分払	なし	契約により、工事の請負契約に係る出来高部分の検査に合格した部分に対し、その完済前に代価の一部を支払うことをいう。
14	工事(設計・施工一括)請負契約書(案)	45	別紙1							部分払金	なし	部分払により支払われる金銭をいう。
15	工事(設計・施工一括)請負契約書(案)	45	別紙1							前金払	なし	尼崎市契約規則（昭和41年尼崎市規則第9号）第44条の2第1項の規定による前金払をいう。
16	工事(設計・施工一括)請負契約書(案)	46	別紙1							前払金	なし	前金払により支払われる金銭をいう。
17	工事(設計・施工一括)請負契約書(案)	53	別紙4	1	(1)	①				建設工事に係る対価の支払条件	なし	契約締結に先立ち優先交渉権者は、次の方法から支払い方法を選択する。
18	工事(設計・施工一括)請負契約書(案)	56	別紙4	3	(3)					改定方法	改定請求は、「この契約の締結日の属する月の指標値」と「改定請求のあった日（基準日）の属する月の指標値」を比較し、±1.5%を超える物価変動がある場合とする。	改定請求は、「価格提案書の開札日の属する月の指標値」と「改定請求のあった日（基準日）の属する月の指標値」を比較し、±1.5%を超える物価変動がある場合とする。
19	工事(設計・施工一括)請負契約書(案)	56	別紙4	3	(4)					改定後の請負代金の取扱い	なし	（４）改定後の請負代金の取扱い 物価変動による調整額が、第46条（部分引渡し）、第39条（検査及び引渡し）時又は最終回支払い時に支払われる建設・工事監理業務費を減額又は増額するものである場合、次のとおり支払う。 ① 減額するものである場合 改定前の請負代金から物価変動による調整額相当額を減じて、1（１）①建設工事に係る対価の支払条件に定めるとおり支払うものとする。ただし、第45条（部分払）により部分払をした金額を除く。 ② 増額するものである場合 物価変動による調整額相当額は、建設・工事監理業務費の最終回支払い時に一括して支払うものとする。改定前の請負代金相当額は、1（１）①建設工事に係る対価の支払条件に定めるとおり支払うものとする。